

蒲郡市高齢者孤独軽減ロボット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、会話等のコミュニケーション不足により認知機能低下のおそれがある独居高齢者に対し、コミュニケーション機能を有したロボット（以下「コミュニケーションロボット」という。）を購入する場合における初期費用の一部を助成することにより、独居高齢者の孤独軽減を図ることを目的として予算の範囲内において蒲郡市高齢者孤独軽減ロボット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 単身世帯かつ蒲郡市内に住所を有する65歳以上の者
- (2) 令和7年8月1日以後にコミュニケーションロボットを購入した者

2 前項の対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する次に掲げる施設のサービスを利用している者
 - ア 介護老人福祉施設
 - イ 介護老人保健施設
 - ウ 介護医療院
 - エ 地域密着型介護老人福祉施設
- (2) 介護保険法に規定する次に掲げる居住系サービスを利用している者
 - ア 認知症対応型共同生活介護
 - イ 特定施設入居者生活介護
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所に入院している者
- (4) 次のいずれかの社会福祉施設に入所している者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17

年法律第 1 2 3 号) に規定する障害者支援施設等

イ 生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) に規定する救護施設及び更正施設

ウ 老人福祉法 (昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号) に規定する養護老人ホーム

(5) 前各号に掲げる者のほか、介護保険法に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居し、住所地特例の適用を受けている者

(補助の対象となる機器)

第 3 条 補助金の対象となる機器は、対象者の孤独軽減を主たる目的としたコミュニケーションロボットとする。ただし、携帯情報端末を除く。

(補助の対象とならない費用)

第 4 条 コミュニケーションロボットの購入及び利用に伴う次に掲げる費用は補助の対象としない。

- (1) 月額利用料 (サービス利用料、モバイル通信料等)
- (2) 機器レンタル代金
- (3) 機器メンテナンス費用
- (4) 装飾品等のオプション費用
- (5) 送料

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、コミュニケーションロボットの購入に伴う次に掲げる初期費用 (消費税及び地方消費税を含む。以下「初期費用」という。) の 2 分の 1 以内とし、対象者 1 人につき 3 万円を上限とする。

- (1) 本体機器購入に掛かる費用
- (2) 充電用付属品等使用に必要となる付属品購入費用

2 前項の規定により算出された額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は対象者 1 人につき 1 台限りとし、機器の破損、紛失等による再購入に要する初期費用は補助の対象としないものとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする対象者又はその親族等 (以下「申請者」という。) は、蒲郡市高齢者孤独軽減ロボット購入費補助金申請書兼請求書 (第 1 号様式。以下「申請書兼請求書」という。) に次に掲げる書類を添えて市長に提

出しなければならない。

- (1) コミュニケーションロボット取扱業者への初期費用の支払を証明する書類（購入日、購入金額及び品名が確認できるもの）の写し
- (2) コミュニケーションロボットの型番が確認できる書類
- (3) コミュニケーションロボットの初期費用及び仕様が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、初期費用の支払日が属する年度の3月31日（土日祝日を除く。）までに行わなければならない。

（補助金の交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、蒲郡市高齢者孤独軽減ロボット購入費補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式。以下「交付（不交付）決定通知書」という。）により速やかに申請者に通知しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する実績報告は、申請書兼請求書及び添付書類の提出をもって代えるものとする。

（交付金額の決定）

第9条 規則第14条に規定する交付金額の確定の通知は、交付（不交付）決定通知書による通知をもってこれに代えるものとする。

（支払）

第10条 市長は、申請書兼請求書による申請者の請求に基づいて、補助金を支払うものとする。

（機器の管理）

第11条 第7条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金により購入したコミュニケーションロボットを目的に反して使用し、譲渡し、製品保証等の正当な理由なく交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、交付決定者が前項の規定に違反したときは、第7条の規定による補助金の交付の決定を取り消し、当該交付決定者に対し、当該決定に係る補助金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(使用責任)

第12条 市長は、コミュニケーションロボットの使用により生じた損害について、
一切の責を負わないものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

蒲郡市高齢者孤独軽減ロボット購入費補助金申請書兼請求書

年 月 日

蒲郡市長 様

蒲郡市高齢者孤独軽減ロボット購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請及び請求します。

※この申請書は、蒲郡市において交付を決定した後は、交付決定日をもって請求日とし、交付金額の請求書として取り扱います。

申請者	フリガナ		対象者 との続柄	
	氏 名			
	住 所	〒		
		電話番号（ ） ー		

対象者	フリガナ			※対象者が申請者と同一の場合、「同上」と記載。
	氏 名			
	住 所	〒 □施設入所に該当しない		
	電話番号（ ） ー			
	生年月日	大正	昭和	
世帯状況		□単身世帯		

コミュニケーション ロボット機器名			
コミュニケーションロボット 取扱業者名			
過去にこの補助金の交付を □受けている □受けていない			
初期費用 内訳	本体機器購入に掛かる費用（A）	円	消費税を含んだ額
	充電用付属品等使用に必要となる付属品購入費用（B）	円	※本体機器と充電用付属品等がセットになっている場合は、初期費用計（A+B）のみ記載。
初期費用 計（A+B）		円	
申請（請求）金額		円	初期費用計（A+B）の2分の1、もしくは上限3万円のいずれか低い金額を記載。 1円未満は切り捨て。

<振込先口座情報>

金融機関名		店舗名		分類	口座番号	口座名義（フリガナ）
	銀行 信金 信組 農協		本店 支店 出張所	1 普通 2 当座		
銀行コード		店舗コード				

※振込先口座名義は「対象者」と同じ名義をご利用ください。やむを得ず相違する場合は、以下の同意欄を記入してください。

<同意欄>

蒲郡市高齢者孤独軽減ロボット購入費補助金の受領について、口座名義人へ委任することに同意します。

年 月 日 (対象者) _____ (印)

(本人自筆の場合は、押印の必要はありません。)

【添付書類チェックリスト】

必須書類	☐ コミュニケーションロボット取扱業者への初期費用の支払を証明する書類（例：領収書、支払い後の確認メール画面）の写し ※購入日、購入金額、品名が確認できるもの。 ☐ コミュニケーションロボットの型番が分かる書類 ☐ コミュニケーションロボットの初期費用及び仕様が分かる書類
------	--

第 2 号様式（第 7 条関係）

蒲 第 号
年 月 日

〒
住所
申請者
氏名 様

蒲 郡 市 長

蒲郡市高齢者孤独軽減ロボット購入費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった蒲郡市高齢者孤独軽減ロボット購入費補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

1 交付を決定します。

対象者	氏 名	
	生年月日	大正・昭和 年 月 日
交付金額	金 円	

2 以下の理由により不交付を決定します。

不交付とした理由	
----------	--